

公益社団法人 ゆとりちよだ 定款

平成17年4月1日制定
平成17年12月1日改正
平成21年4月1日改正
平成23年4月1日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人ゆとりちよだと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、千代田区内の中小企業に勤務する勤労者とその事業主及び区内に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに千代田区民（以下「勤労者等」という。）の福利厚生を向上させ、ひいては区内の中小企業の振興と地域社会の進展に寄与することを社員共通の目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者等の福利厚生に関する調査研究、情報提供及び普及に関する事業
- (2) 勤労者等の福利厚生のための各種研修会、講習会等に関する事業
- (3) 勤労者等の福利厚生のための健康維持増進、余暇活動等に関する事業
- (4) 勤労者等の福利厚生のための生活安定等に関する事業
- (5) 東京都及び千代田区が行う勤労者福利厚生事業への協力に関する事業
- (6) 前各号に掲げる事業のほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都内において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 基金

(基金の募集及び総額)

第6条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 当法人の基金の総額は、金2億400万円とする。

(拠出1口の金額)

第7条 当法人の基金の拠出1口の金額は、金50万円とする。

(基金の拠出者の権利)

第8条 基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない。

2 社員が他の社員に基金返還請求権の全部又は一部を譲渡するには、社員総会の承認を受けなければならない。

(基金返還の手続き)

第9条 社員が拠出した基金の返還を請求するには、決算日の3か月前までに請求しなければならない。

2 基金の返還の手続きについては、返還すべき基金の総額について、社員総会において、総社員の議決権の過半数による決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を理事会において別に定める。

第3章 社員

(社員たる資格及び入社手続)

第10条 当法人の目的に賛同して入社した千代田区内に住所を有する個人又は団体をもって社員とする。

2 当法人設立後に社員となるには、理事会の定めるところにより申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(設立時の社員の名称等)

第11条 当法人の設立時の社員の名称、住所及びその拠出口数は次のとおりとする。

名称	住所	拠出口数
千代田区	千代田区九段南1-6-11	6口
千代田区商店街連合会	千代田区九段南1-6-11	0口
千代田区工業団体連合会	千代田区神田錦町3-2 千代田区印刷会館	0口
東京商工会議所千代田支部	千代田区神田神保町1-11 三井生命神保町ビル	0口

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の名称等を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(退社)

第13条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。ただし、3か月前に当法人に対して退社の予告をしなければならない。

2 前項のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- (1) 総社員の同意
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 社員たる法人の所在地が区外に移転したとき又は社員たる区民でなくなったとき
 - (4) 除名
- 3 社員の除名は、次のいずれかに該当する場合に、社員総会の決議によりこれを行うことができる。
- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 4 前項の決議をするには、社員総会において総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 5 前項のほか社員の除名について必要な手続は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法」という。）の定めるところによる。
- （費用の弁償）
- 第14条 社員に費用を弁償することができる。
- 2 前項の規定による弁償に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 福利厚生事業の会員

（会員）

第15条 当法人の行う福利厚生事業の会員（以下「会員」という。）になることができる者は、当法人の目的及び事業に賛同して入会した勤労者等とする。

（入会）

第16条 会員になるためには、理事会が別に定めるところにより、入会届に入会金及び会費を添えて理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 入会金の額及び会費の額は、社員総会において定める。

3 第1項の入会申請は、いつでもできるものとする。

4 次条第2項第2号の除名により退会した者は入会できないものとする。ただし、理事長が認める場合はこの限りでない。

（退会）

第17条 会員は理事長へ理事会において別に定める退会届を提出することによりいつでも退会することができる。

2 前項に規定するほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 死亡
- (2) 除名

3 前項第2号に掲げる会員の除名は、次の各号のいずれかに該当する場合に理事長が理事会の同意を得てこれを行うことができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第5章 社員総会

(構成)

第18条 社員総会は、総社員をもって構成する。

(決議事項)

第19条 社員総会は、この定款又は法に定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第20条 当法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に定時社員総会を開き、必要に応じて、臨時社員総会を開催するものとする。

2 臨時社員総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から理事長に対し、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 社員総会の招集は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事会で決し、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するには、各社員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決方法)

第24条 社員総会の議事は、法又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決する。

(議決権)

第25条 社員は各1個の議決権を有する。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第26条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び社員総会に出席した社員並びに理事が署名、押印しなければならない。

第6章 役員

(構成)

第28条 法人に次の役員を置く

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 必要に応じて、理事のうちから、1人を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長及び副理事長をもって法第91条第1項第1号の代表理事とし、前項の常務理事をもって法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が前条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

3 理事長、副理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

5 監事には、当法人の職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第30条 理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会の開催を請求すること。
- (6) その他法令で定められた事項

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した役員の前任者の補欠として選任された役員の前任者の任期の残任期間と同一とする。

3 役員は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たな者が選任されるまで、なお役員として権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であつて、かつ、総社員の議決権の3分の2以上に当たる決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行が困難と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第33条 役員には社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支払うことができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもつて構成する。

(権能)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
(招集)

第36条 理事会は理事長が招集する。ただし、法第101条第3項の場合は監事みずからが決し、招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき又は監事から招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議の方法)

第38条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が記名捺印しなければならない。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 事業年度内における次に掲げる収入

ア 会員からの会費

イ 財産から生じる収入

ウ 補助金等

エ 事業に伴う収入

オ 寄付金等

カ その他の収入

(財産の管理)

第41条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 当法人の経費は、第40条第2号の財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、社員総会において総社員の過半数の決議を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 理事長は、毎事業年度終了後、事業報告書、事業報告書の付属明細書、貸借対照表、損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の付属明細書、剰余金処分又は損失処理に関する書類及び財産目録を作成し、理事の過半数の同意を得て、定時社員総会に提出し、総社員の過半数の承認を得なければならない。

2 理事長は、定時社員総会前に前項に定める書類について監事の監査を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項の運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第48条 当法人は、法第148条第3号から第7号までに掲げる事由により解散する。

この場合において、同条第3号に掲げる社員総会の決議に基づいて解散する場合は、社

員総会において総社員の半数以上であって、かつ、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条の2 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が解散したときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 事務局等

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員の任免は、理事長が行う。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第51条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類

(3) 社員総会の議事録(当該社員総会の日から10年を経過していないものに限る。)

(4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

第11章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な規定は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 最初の事業年度は、この定款に定めるもののほか、当法人設立の日から平成18年3月31日までとする。
- 2 当法人の最初の役員の任期は、就任後1年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 平成17年3月31日現在、財団法人ちよだ中小企業センター寄付行為第38条に定める事業掛金負担者が平成17年4月1日以降も当法人の福利厚生事業の会員資格を有する場合には、同センターの在会期間、事業履歴、その他の要件を引き継ぐものとする。また、当該者は、当法人設立に伴う入会に関する手続きを不要とする。
- 4 この定款に規定のない事項は、すべて法及びその他の法令並びに当法人が定める規程による。

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益法人の名称の変更の登記の日から施行する。